

福岡市保健福祉審議会 地域保健福祉専門分科会議事録

1 日 時

平成21年 2 月10日（火） 15：00～16：25

2 場 所

西日本新聞会館16階 福岡国際ホール「志賀」

3 出席者

（1）委 員

岩城委員，大石委員，川口委員，田代委員，多田委員，長柄委員，
鳩野委員，林田委員，松崎委員，矢田委員，笠 委員

（2）事務局

阿部保健福祉局長，吉村総務部長，仁井山健康福祉のまちづくり部長，
金口保護課長，甲斐地域福祉課長，古賀社会参加推進課長，黒岩地域保
健課長，渡邊援護支援担当主査

4 議 事

（1）開 会

（2）審議事項

地域保健福祉専門分科会長及び副専門分科会長の選出について

（3）報告事項

「福岡市ホームレス自立支援実施計画」について

（4）閉 会

（1）開 会

【事務局】

ただ今から，福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会を開催いたします。

私は，本専門分科会の事務局を担当いたします保健福祉局健康福祉のまちづくり部長の仁井山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず，本日の出席委員数でございますが，地域保健福祉専門分科会委員12名のうち，11名のご出席をいただいております。「福岡市保健福祉審議会条例」第6条を準用する同条例第7条第9項に規定されている定足数である過半数に達しておりますので，本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また，本専門分科会は，福岡市情報公開条例に基づき，公開となっておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは，保健福祉局長の阿部より，委員の皆様方にご挨拶申し上げます。

（保健福祉局長あいさつ）

それでは，本日の配布資料を確認させていただきます。

本日の議事次第，地域保健福祉専門分科会委員名簿，「福岡市ホームレス自立支援実施計画」改定案とその骨子，「福岡市ホームレス自立支援フロー（イメー

ジ)」、「ホームレス自立支援に関する提案」，参考資料といたしまして，関係法令集となっておりますが，お手元にございますでしょうか。

では，今回は委員改選後初めての専門分科会でございますので，事務局から委員のご紹介をさせていただきます。

本日お配りしております委員名簿順・五十音順でご紹介させていただきます。

恐れ入りますが，お名前を読み上げられた方は，その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

(委員名簿により委員紹介)

なお，山口委員につきましては，本日は欠席のご連絡をいただいております。

(2) 審議事項(地域保健福祉専門分科会長及び副専門分科会長の選出について)

【事務局】

では，審議事項の「地域保健福祉専門分科会長及び副専門分科会長の選出」につきましては，私の方で議事を進行させていただきます。

専門分科会長及び副専門分科会長の選出につきましては，福岡市保健福祉審議会条例第7条第4項の規定により，「委員の互選」となっております。

どなたか，自薦他薦のご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】

保健福祉審議会の副会長でもある岩城委員に会長を，地域看護学に精通しておられる鳩野委員に副会長をお願いするのはいかがでしょうか。

【事務局】

岩城委員に会長を，鳩野委員に副会長を，というご提案がありましたが，いかがでしょうか。

(各委員より異議なしの声)

【事務局】

岩城委員・鳩野委員，よろしいでしょうか。

ご多忙中のところ，大変恐縮ではございますが，よろしくお願いいたします。

では，会長・副会長席にそれぞれご移動をお願いいたします。

(岩城委員・鳩野委員がそれぞれ会長席・副会長席に移動)

【事務局】

それでは，岩城会長，ひとことご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

【事務局】

続きまして、鳩野副会長，ひとことご挨拶をお願いいたします。

(副会長あいさつ)

【事務局】

それでは、岩城会長，議事の進行をよろしくお願いいたします。

(3) 報告事項(「福岡市ホームレス自立支援実施計画」について)

【会 長】

それでは，次の事項に移らせていただきます。

「福岡市ホームレス自立支援実施計画」につきまして，事務局より説明をお願いします。

【事務局】

皆様，本日はお集まりいただき，どうもありがとうございます。

保健福祉局保護課長の金口と申します。

本日は，いろいろとご意見を賜りまして，本市にふさわしいホームレス自立支援実施計画となれば幸いであると思っておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは，説明に移らせていただきます。

その前段といたしまして，お配りしております「福岡市ホームレス自立支援フロー（イメージ）」により，福岡市の現状からお話しさせていただきます。

全国のホームレス実態調査におきまして，政令市及び東京23区を合わせた中でも3番目にホームレスが多く，大阪市・東京23区・福岡市という順番になっております。

他都市におきましては，平成15年から直近までを見ると減少傾向にありましたが，福岡市におきましては，平成15年から平成20年1月までを見ますと，約200名増え，他都市とは逆行している状況にあるため，喫緊の支援が必要であると認識しております。

では，「福岡市は何もしていないのか？」ということなのですが，福岡市といたしましても，平成16年に「福岡市ホームレス自立支援実施計画」を策定し，これに基づき，様々な施策を実施しているところでございます。

その内容といたしまして，フロー図における一番上の囲みの部分でございますが，「自立支援事業」と申しまして，就労に関する自立支援事業で，「NPO法人 福岡すまいの会」と共働で実施している事業でございます。

民間のアパートを10室借りまして，就労意欲が高く，就労自立ができる方に一時的に入居していただき，生活資金等を蓄えていただいて，自立していただくという事業を行っております。

その実績でございますが、

平成16年度は26名への支援に対し、うち17名が自立、
平成17年度は38名への支援に対し、うち23名が自立、
平成18年度は33名への支援に対し、うち19名が自立、
平成19年度は32名への支援に対し、うち20名が自立 となっております。

続きまして、真ん中の段の囲み部分でございますが、「緊急一時保護事業」と申しまして、こちらもNPO法人との共働事業でございます。

高齢者、こども連れ、傷病を抱えているなど、緊急やむを得ないホームレスが対象で、民間アパートを4室確保しており、いったん入居していただいて、場合によっては、施設入所の手続きをしたり、生活指導・支援をすれば居宅へ移ることができる方は居宅へ移したりという形で事業を進めておりまして、実績といたしましては、

平成16年度は16名への支援に対し、うち8名が自立、
平成17年度は22名への支援に対し、うち19名が自立、
平成18年度は10名への支援に対し、うち7名が自立、
平成19年度は13名への支援に対し、うち6名が自立 となっております。

一番下の囲み部分でございますが、「要援護者支援」といたしまして、基本的には高齢者を対象としておりますが、市の救護施設である「松濤園」に一時的に入所していただき、1週間ほど入所していただいた後に居宅へ移っていただくという事業で、平成13年度から実施しておりまして、平成18年度までの合計が102名、19年度は10名支援しております。

この他にも、緊急に入院したときの医療費の支援や、その後の居宅が可能な方につきましては、居宅への支援を行っているところであり、生活保護の適用ということになってまいりますけれども、多方面に渡っての事業を行い、かなりの人数が自立されているのですが、それを上回って、ホームレスが増加しておりますので、トータルでは増加しているという実態がございます。

以上が福岡市が行っております事業でございます。

次に、「ホームレス自立支援に関する提案」という冊子を参考までにお配りしております。

一番最後のページをご覧いただきたいのですが、昨年1年間をかけまして、学識経験者、自治協議会の方、民生委員の方など、様々な分野の方々にお集まりいただいて、福岡市の現状と今後の自立支援のあり方について検討していただきました。

その結果として、この冊子がまとまりまして、平成20年11月26日に福岡市に提出されました。

内容につきましては、参考ですので、後日ご覧頂ければと思いますが、簡単に申しますと、横軸、つまり時間軸でいきますと、ホームレス状態の方に対してアプローチする。声かけや相談事業をやっていくその段階から施設等を活用して自立支援を行い、自立できる方については、居宅に移っていただき、地域社会に入

っていただいた後は、再ホームレス化を防ぐアフターケアを行うという一連の流れが必要なのではないかという提案がなされております。

それと併せまして、縦軸といたしまして、ホームレスには、高齢の方や病気の方、就労意欲はあるけれども、家がなく仕事が見つからない方など、いろいろな方がおられますので、それぞれに合った自立支援の方法を提供していく必要性についての提案がなされております。その中で、最もコアになる部分、「自立支援センター」を設置してはどうかという提案がなされております。

以上が簡単な説明でございますが、これらの「ホームレス自立支援に関する提案」を受けまして、今回の「福岡市ホームレス自立支援計画」を改定するということになります。

それでは、本題に入らせていただきます。

骨子を中心に説明させていただきますけれども、併せて「福岡市ホームレス自立支援実施計画<改定案>」の該当ページをお開き頂ければと思います。

では、実施計画<改定案>の1ページ目でございますが、こちらには昨今の状況などが記載されているところでございますが、国におきまして、「ホームレス等の自立支援等に関する特別措置法」が平成14年8月に制定されまして、これに基づいて、平成15年7月に「ホームレス等の自立支援等に関する基本方針」が策定されており、国または地方公共団体の自立支援に関する目標が定められております。それを受けて、福岡市として、平成16年7月に「ホームレスの自立実施計画」を策定した経緯がございます。

この自立支援に関する基本方針もしくは実施計画につきましては、5年で見直しとなっておりますので、国も平成20年7月に基本方針を改定しております。福岡市におきまして、5年経過しますので、平成21年4月をめどに計画を改定したいと思っており、そのために、皆様のご意見をお伺いしたいと考えている次第でございます。

1ページ目の「2 計画の位置づけ及び計画期間」につきましては、特別措置法にも規定されておりますし、基本方針にも触れられておりまして、計画期間は5年間となっております。

2ページ目・3ページ目の「第2 ホームレスの現状」でございますが、時間の関係で簡単な説明になりますが、先ほども申し上げましたように、本市のホームレス数の現状といたしましては、平成20年1月の段階では、782名が確認されており、平成15年1月と比較いたしますと、175名の増加となっております。

性別につきましては、圧倒的に男性が多く、年齢層につきましては、パーセンテージを見ていただくとお分かりのように、「60歳代」が平成15年の25.0%から平成20年では32.9%と増えており、「70歳代」も2.3%から8.0%、「50歳代」では若干パーセンテージが下がっておりますが、高齢化が進んでいる状況でございます。

3ページ目（5）の「路上生活に至る理由」でございますが、「仕事が減った」「失業」などの経済状況に影響を受けている方が多くいらっしゃいます。

次ページをお開きください。

「(6) 就労状況」についてでございますが、就労している者が63.6%となっており、大半の方は何らかの仕事をされているということになります。ただし、仕事内容を見ていただければお分かりのように、「建設日雇」や「廃品回収」などが主となっており、就労が不安定で、収入も少ないということが浮き彫りになっております。

少し飛びまして、「(9) 路上生活をするすぐ前に住んでいた地域」についてでございますが、「福岡市内」が46.6%、「福岡市外」が53.4%となっております。過半数が市外からの転入者である状況でございます。

「(10) 健康状態」でございますが、これもパーセンテージを見ていただくとお分かりのように、「どこか体の具合が悪い」という方が55.7%で、そのうちの約半数51.1%が何も治療していないということで、何かしらの施策や支援が必要であると思われまします。

続きまして、就労の意欲等でございますが、「(12) 今後の自立計画」、「(13) 求職活動状況」に関わってまいります。「きちんと就労して働きたい」という方が43.1%となっており、就労意欲はやはりあるということが窺えます。「就労できないので福祉を利用して生活したい」という方は、もちろん就労できない状況ですが、これを合わせると、過半数の方に対して、早急に対応していかなければならないと思われまします。

また、「求職活動をしている」という方が29.5%、「求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定」という方が12.5%となっており、平成15年と比較しますと、就労したいと考えている方の割合が上がっております。

少し戻りまして、「(11) シェルター（緊急一時宿泊所）及び自立支援センターの利用意思」でございますが、「利用したい」という方が半数を占めており、ニーズがあるということになります。

6 ページ目をお開きください。

先ほどの調査結果から窺える課題でございますが、ホームレスの数が増えている現状がございます。増加を抑制する施策を実施する必要があるということでございます。また、高齢化が進んでいるという問題もございます。

「長期化について」でございますが、路上生活歴が5年以上の方が増加しており、早期に就労支援や福祉的な支援が必要であると考えております。

「就労意欲について」でございますが、「きちんと就労して働きたい」とか「求職活動をしている」という方がかなり多く、必要な支援をして、自立していただくのが望ましいと思っておりますので、こちらについても対応していく必要があると考えております。

「健康面について」でございますが、調査結果にありますように、「どこか体の具合が悪い」という方が半数を超えており、この中で、5割の方が治療をしていないという状況にあります。

「路上生活から入院したことがある」という人が23.9%もいることから、やはり健康状態についてはかなり劣悪な状態で、問題であると考えておりますので、これに対しても対応していかなければならないと考えております。

続きまして、本市の取組状況ということで、7ページ目になります。

これにつきましては、先ほども申しましたように、平成16年に福岡市のホームレス自立支援実施計画を策定いたしまして、これに基づいて、各種事業を実施しているところでございます。

それぞれの現状と実績、評価をしているところでございますが、(1)の「就業の機会の確保及び就労自立に向けた支援」ということで、フローでもご説明しましたとおり、NPO法人と共働で、就労自立のための支援事業を実施しているところでございますが、平成16年度から平成19年度までの4年間で、延べ79名が自立しているという状況でございます。しかし、施策の評価につながりますが、こちらはまだまだ十分とは言えない状況ですので、拡充していく必要があるのではないかと考えております。

(2)の「安定した居住の場所の確保」につきましては、急迫の保護、つまり入院した後の居宅設定及び松濤園を活用した居宅設定、もしくは緊急一時保護事業において居宅生活に移行した方などがいらっしゃいますが、こちらもなかなか思うような数にはいっていないという状況がございます。

(3)の「保健及び医療の確保」につきましては、保健所と共働いたしまして、レントゲン車による結核健診などを行っているところであり、今後も充実させていきたいと考えております。

(4)の「生活に関する相談及び指導」につきましては、NPO法人との共働で相談・指導を行っているところでございます。美野島にある教会で就労相談や健康相談等を実施しているところでございます。

(5)の「緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施」につきましては、まず、(ア)の「急迫保護」でございますが、ホームレスが入院した場合の医療給付を行っており、4年間で延べ1,396件となっております。

(イ)の「緊急医療」でございますが、こちらは入院の必要まではないものの、緊急に腹痛がするとか歯痛があるなどの場合、一時的に病院にかかっているという対応をしております。こちらも人数が多く、延べ2,695件となっております。

(ウ)の「要援護者支援事業」につきましては、松濤園を活用した事業でございますが、4年間で延べ64人が利用されております。

(エ)の「緊急一時保護事業」につきましては、NPO法人との共働事業で、高齢者や病気の方、女性のホームレスの方などに支援アパートに入ってもらって、その後、施設や居宅生活に移すという事業を実施しており、延べ40人が利用

されております。

(6)の「人権擁護」でございますが、関係機関と連携を図りながら啓発活動に努めているところではございますが、まだまだ先入観等もございまして、十分なご理解がいただけるという段階までには至っていないという状況でございますので、今後も、民間企業も含めて、地域の方にご理解をいただけるような啓発が必要であると考えております。

振り返りとなりますが、9ページの「3 施策評価」は先ほど触れましたので簡単なお説明となりますが、

(1)の「就業の機会の確保及び就労自立に向けた支援」につきましては、一定数の自立件数はあるものの、数が横ばい状態で伸びていないということで、拡充していくべきであると考えております。

(2)の「安定した住居の場所の確保」につきましても、なかなか希望があるすべての方に対して居宅設定ができていない状況ではございませんので、就労するにも家がないと難しいということもありますので、さらなる充実が必要であるということになってまいります。

(3)の「保健及び医療の確保」につきましては、先ほども申しましたように、今後も継続して事業を実施してまいりますし、必要があれば充実拡大の方で考えていきたいと思っております。

(4)の「生活に関する相談及び指導」につきましては、ホームレスの方が抱える問題は様々ですので、それに対応できるような専門的分野の方にも入っていただいて、相談機能の強化を図る必要があると考えております。

(5)の「緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施」につきましては、市としては、生活保護を含めて、一定の成果をあげているという認識はございますが、抜本的なところまでは至っておりませんので、さらなる拡充もしくは補完的な機能が必要であると考えております。

(6)の「人権擁護」につきましては、先に申しましたので、省略させていただきます。

(7)の「地域における生活環境の改善」につきましては、地域住民の方々に一定のご迷惑をおかけしているという実態も一方ではございます。公園を利用するにあたって、テントを張っていたり、複数で集まっていたりという状況がございしますので、たとえばお子さんを公園に連れて行きにくいとか、怖いとかという苦情も出てきているところでございます。

公共の場所につきましては、誰もが利用できるのが望ましいですので、今後も、公園を管理する部署と連携して、人権にも配慮しながら適切に指導してまいりたいと考えております。

(8)・(9)につきましては、後ほどご覧頂ければと思います。

続きまして、11ページの本市の自立支援事業の基本的な考え方ですが、その中で留意点を4点挙げてさせていただいております。

これにつきましては、骨子の2ページをご覧ください、簡単にご説明させていただきます。

まずは（１）として、「就労支援の拡充」で、先ほどの調査結果や施策の反省点等を踏まえまして、就労を希望する者を施設に入所させて、総合的な就労支援施策を行う必要があると考えております。

（２）の「高齢者及び疾病状態の者について」につきましては、個々の状況に応じた支援、疾病の早期発見・早期治療が肝要であると考えております。

（３）の「啓発活動」につきましては、ホームレス問題について、広く企業や市民のご理解を得る必要がありますので、拡充して、さらなる充実を図っていく必要があると考えております。

（４）の「相談・指導体制の強化」につきましては、日常生活や就職等に関する相談・支援等を一体的に対応できる支援体制が望まれるということでございます。

以上のように、大きな括りとして4つの留意点を念頭に置きながら、福岡市としての基本方針を挙げさせていただいております。このことにつきましては、12ページになります。

これは基本方針ということで、基本的に「理念」に近い形となっております。基本方針につきましては、4点ございます。

まずは、本人の就労意欲や生活能力もしくは金銭管理能力や対人関係等を総合的に判断した上で、個々の状況に応じた支援を行うことが肝要であり、きめ細かな、その人に合った支援をしていくことを念頭に置いております。

続きまして、就労支援や緊急一時的支援を実施するなど、多様な状況・ニーズに応じて、効果的・効率的に対応するためには、総合的な支援ができる自立支援施設の設置が有効であり、自立支援センターの設置が望ましいのではないかと考えております。

次でございますが、ホームレスのニーズを的確につかむためには、NPOやボランティア団体との連携が必要であり、これは今まで培ってきた人間関係や情報を持っておられますので、このような団体とうまく連携を図りながらやっていくということを考えております。

最後になりますが、ホームレスへの偏見や差別意識を解消するために啓発活動を実施するとともに、公園等の適正利用のために、ホームレスの人権にも配慮しながら、不法占用状態の解消に努めてまいります。これは双方にとってもよいことですので、環境の整備を行っていくということになります。

では、引き続き14ページ以降をお開きください。骨子では2ページの最後の方となってまいります。

ここから具体的な話となってまいります。骨子でいきますと「1 相談事業の充実」を挙げさせていただいております。

その中の「(1) 巡回相談事業」につきましては、ホームレスの状況を把握し、自立支援のための助言・指導を行うために、巡回相談事業を実施するということでございます。

これは福岡市ではまだ実施しておりません。ですので、もしこの実施計画が策定されれば新たな取組みということになります。

今までは、民生委員、NPO法人、支援団体、緊急搬送があった場合には病院などのようなところからの情報提供があって、それに対応した施策を行ってきたという経緯はございますが、このようなことではなく、こちらから状況を把握することが必要ではないかということで、巡回相談事業を実施するということを考えております。

続きまして、骨子では3ページ、本文では14ページの「(2) 総合相談窓口の設置」でございますが、ホームレス状態にある方だけでなく、ホームレスになる可能性がある方を含めて、相談できる窓口を設置したいと考えております。

そこには、できれば生活指導を含めて、借金等がある方もおられますので、法律の専門家にも聞いていただいたりとか、健康状態に関する相談がありましたら、保健所もしくはドクターにも入っていただくなど、いろいろな相談に対応できる総合窓口を設置したいと考えております。

次の「2 自立に向けた支援」でございますが、「(1) 自立支援施設の設置」ということで、格となる自立支援施設を設置し、その施設を中心として事業の推進を図るということでございます。

この施設の主な機能がアからエまでございます。

まず、アといたしまして、「シェルター機能」でございますが、いろいろな方がおられますので、いろいろな方に対応できるような形でいったん入所していただき、緊急避難的なことですが、路上におられて希望があれば入所していただく、もしくは希望がなくても急迫している状態であれば、巡回相談員を通して、一旦入所していただいて、アセスメントを行うということになります。

イの「アセスメント機能」でございますが、これも重要でありまして、先ほども申しましたようにホームレスの方の状況は様々です。高齢の方もいらっしゃる、病気の方もおられる。就労意欲の高い方もおられる。生活のバックグラウンドがまったく異なる方がおられますので、その人その人に対して総合的にアセスメントを行って、その人に合った自立支援策を策定していくということで、アセスメント機能がいろいろあるということになります。

続きまして、ウの「就労支援機能」でございますが、就労に関する支援及び指導、就業による自立を促進していくということで、こちらに関しては、相談を受けたりとか、ハローワークとの連携を図って事業を行っていただくとか、技能習

得事業というものもありますので、このような事業にも参加していただくようなシステムを作っていきたいと考えております。

エの「日常生活支援」でございますが、宿舎、つまり屋根のある、ある程度の生活ができる場所と食事を提供して、必要であれば健康相談を受けます。病気をもってなさそうな方でも精神的に弱くなっているというか、カウンセリングをした方がいいのではないかという方もおられますので、精神科医の先生にも来ていただけるように考えております。

その他、生活に関する諸々の相談を受けたりとか、生活意欲をもっていただくようにアドバイスをしたり、施設にずっといることができるわけではありませんので、社会へ出て行くための準備ということで、社会参加の意欲を喚起していただくというような相談機能を持たせたいと考えております。

では、骨子では（６）に飛ぶのですが、本文では15ページで、（２）から（５）まででございますが、後ほど読んでいただければ幸いですと思っておりますが、簡単に申しますと、「（２）サテライト型施設の検討」というのは、今のコアの施設を中心に、もう少し小さな施設、サテライトで10人規模のものをいくつか作るということを検討する余地があるのではないかと考えております。

（３）の「安定した生活の場を確保するための支援」でございますが、住宅情報の提供や保証人の確保、これはかなり難しいことなのですが、保証人の確保できる制度ができないかということを考えております。

（４）の「グループホーム的施設」というのは、施設からいきなり居宅へ移るのに不安がある人がおられますので、いったんはアパートに何人かで生活していただいて、自信を持っていただいた上で、新たに自分の住居を構えていただくということを考えております。

（５）の「多様な就労形態の検討」でございますが、なかなか難しいところもありますが、就労するにあたっては、いろいろな経験をするに超したことはございませんので、農村型のようなものも検討してまいりたいと考えております。

（６）の「就労と福祉的施策を組み合わせた支援」でございますが、当然のことながら、皆さんが健康で年齢が若い方ばかりではございませんので、就労する能力が高くて、自立できる方は自立していただきますが、病気を抱えているとか高齢の方などにつきましては、福祉的な施策で自立していただくということで、就労の支援もしながら福祉的な施策も合わせて自立していただくということも形態として考えられるのではないかと考えております。

続きまして、本文では16ページ、骨子では３ページの「３」でございます。

「生活保護の適正実施」ということで、現在でも、緊急搬送されたホームレスの方の入院・治療の保護をやっておりますし、その後の居宅支援もやっておりますので、法に基づいて適正に実施していきたいと考えております。

４の「保健及び医療の確保」でございますが、今でも結核健診などを実施して

おりますけれども、今度新しく始めることができればと思っております巡回相談だとか総合窓口に来られた際の相談で助言・指導を行うことを考えております。

5の「アフターケア事業」でございますが、これも大事な話で、いったんは自立されたとしても、ひとりでは不安になったりとか、煩わしくなったりとかでいなくなったりする方が多く見られます。巡回相談員が定期的に訪問するとか、場合によっては相談窓口に来ていただいて、情報交換するとかを行いながら、徐々に社会生活に慣れていただいて、安定した生活を営んでいただくことが肝要であると考えておりますので、このようなアフターケア事業を行っていきたいと考えております。

6の「関係機関や民間団体との連携」でございますが、ホームレスの自立支援に関して協力いただけるNPO法人や福祉関係の方、医療に携わる方などと連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

7の「人権擁護」につきましても重要な項目であると思っておりますが、市民の方々のご理解を得るための啓発活動を、人権啓発センターを中心として、様々な機関に働きかけをして、機会を捉えながら、さらに充実してまいりたいと考えております。

8の「地域における生活環境の改善」でございますが、公園等の適正利用のために巡回相談等を実施して、地域の生活環境の改善を図ることが求められておりますので、充実を図ってまいりたいと考えております。

「第6 本実施計画の推進体制」でございますが、本文は18ページになりますが、こちらは簡単に申しますと、今後ホームレスの自立支援を推進していく上で連携を図っていく組織が必要であるということでございます。

最後に「第7 次期計画について」でございますが、法律的にも、国の基本方針にも則って5年間ということになっております。次の改定までには施策の評価を行って、継続するべきなのか、内容を変えるべきなのかを含めて、その際に見直して、必要があれば改定していくことになります。

以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【会 長】

どうもありがとうございました。大変詳細にご報告いただきましたので、皆様よくお分かりになったのではないかと思います。ただ今の説明に対して何かご質問やご意見はありませんでしょうか。

【委 員】

民間がやろうとして地域の理解を得ることができなかったという意味でも早急な取組みをお願いしたいと思っております。

その中で1点、15ページのウのところですが、「就労支援機能」というところ

で、技術の習得や資格の取得の支援というものがあるのですが、なかなか資格を取るにも簡単にはいかないし、技能も学校に行ったからと言ってすぐ民間へ行けるかと言われれば難しいと思います。

たとえば、下の（６）とも関連するのですが、以前、失業対策事業がありましたので、軽易な仕事を優先的に割り振るなり、受入期間を決められても結構ですが、受け入れてくれる企業に対して、市から職業訓練的な助成等を考えられないかなと思います。

職場に慣れていただいて、良ければそのまま就職してもらってもいいし、ずっとというわけにはいかないとは思いますが、行政の方も働いていただける場を考えるとこの中に入れることができないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

貴重なご意見、ありがとうございます。

確かにホームレスの方がいきなり自立できる仕事を見つけることができるかと言うと難しい部分がございます。

我々といたしましても、ステップアップしていくということも含めて、工夫していくべきであると思います。まずは仕事に慣れるということが大事ですので、そのような仕事がないのか模索をしていくべきであると思っておりますし、その中で市がどのようなことができるかも含めて、検討させていただければと考えております。

【委員】

外国人労働者の場合も、国の制度を活用して、福岡市内でも印刷業などで受け入れています。グループで住みながら働いたり、軽微な仕事でも研修をしたりするんですけれども、是非検討していただきたいことなので、受け入れる民間側からも意見を聞いて、登録などをしていただいて、「市がある程度責任をもってやってくれるのであれば、うちも試しに雇ってもよい」という企業を増やしていただきたいと思います。

市役所も区役所も検討していただいて、「実施する」と書く必要はないですが、受入企業の調査や登録の研究をするという項目を入れていただければと思います。

【事務局】

検討・研究していくことは大事ですので、入れることで検討させていただきたいと思います。

【委員】

大変綿密な計画で感心しているところですが、ここに「緊急医療」や「急迫保護」というものがあり、また、様々な年齢の方の実態調査がありますが、相談員はどんな方で、どのくらいおられて、どなたが通報しているのでしょうか。

【事務局】

先ほど申し上げましたとおり、福岡市としては巡回相談は現在は実施しておりませんので、たとえば、公園を管理している部署の方が巡回しているときに発見

したり、区役所に「倒れそうだ」と言って来られた方で病院に運ばれた方、道端に倒れられていて通りがかった方が救急車を呼んだとか様々です。確かに「誰が」という部分が確定していない状態ではあります。

巡回相談を行ったら、そのような方を全部把握できるかどうかと言うと、できるかどうかは分かりませんが、巡回相談を実施する中では、ある程度は掴めてくるのかな、と。巡回する中で、高齢であるとか、持病があるとかはだいぶ把握できるので、事前に「病院に行ったらどうですか？」など働きかけたりして、今後対応していきたいと考えております。

【委 員】

先ほども言いましたように、非常にすばらしい綿密な計画だと思うのですが、これがホームレスの方にどう浸透していくのか。ここが問題だと思ういます。

「絵に描いた餅」にしないためには、住民にどのように理解してもらうのか、最前線が課題なのではないかと思いますので、お尋ねさせていただきました。

【会 長】

では、そのようなご意見がありましたので、今後、事務局はよろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

【委 員】

皆さんがおっしゃるように、とても前向きに計画を立てておられて、早く巡回相談やホームレス自立支援センターが実現すればいいなと思います。

そこで、ひとつ質問ですが、今の笠委員のお話にも通じるとは思いますけれども、ホームレスとの面接調査などをされているということで、この調査はどういう人がどういう形でされたのかをお聞きしたいと思います。

やはり、実際に面談して調査されたと思うんですけれども、これがホームレスの人たちへのアプローチになって、ここから支援につながるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

それと、女性のホームレスの方についてですけれども、私は十数年、女性と子どものための仕事をしておりますので、ホームレスの方々もたくさん受け入れてきました。NPOからの要請であったり、女性の方は児童家庭相談にも来られますので、何日間かガレージの下で寝ていたということで来られて、受け入れて支援してきました。

調査の結果、女性が10%もおられるということで、前の調査の時は18.2%ですから、女性の比率は下がっているんですけれども、女性がどういう形でいらっしゃるのでしょうか。

それと、子どもを連れている場合もあるのだろうかということです。現状をお聞かせいただければと思います。

【事務局】

調査の方法ですけれども、国からの委託で、全国で実施されたものでございます。これに精通しているNPO法人にお願いして実施いたしました。

目視による調査は毎年行っておりますが、実態調査における聞き取りにつきましては、毎年ではなく、平成15年と20年の2回でございます。

回答していただけない方もおられますので、そのような方を除いた一定数のサンプリングでお答えいただいたという実態がございます。

女性のホームレスの方ですけれども、すべて把握できているわけではございませんが、博多駅などに高齢の女性の方がおられます。

子どもを連れた方が目につけば、NPO法人与すぐに連絡をとって対応するようにしております。この先、子どもを連れてずっとおられるということはないものと考えております。

【委 員】

施設の関係ですけれども、14ページ・15ページに載っておりますけれども、自立支援施設という中心的なものがある、その他に「サテライト型」あるいは「中間施設」と、いろいろな施設を考えているということによろしいでしょうか。

【事務局】

結論といたしましてはそのとおりです。

基本は、コアとなる「自立支援センター」を考えております。その状況を見ながら、必要に応じて「サテライト」や「中間施設」を検討していきたいと考えております。

実際はどの事業も一部実施しておりますので、場合によっては、機能を変更して活用することも考えられますが、順番でいけば、まず「自立支援センター」を設置し、状況を見ながらその他の施設も考えていきたいと思っております。

【委 員】

中心になる「自立支援センター」の設置ですけれども、大変すばらしいことで、早急をお願いしたいんですけれども、実際に「どこに作るのか」という場合、総論賛成各論反対ということもありますが、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委 員】

意見なのですが、ひとつは他の委員がおっしゃった就労支援について、就労ができていくような助成なりを考えていただきたいということです。

そして、もうひとつは、庁内との連携というか、NPO法人との連携も大事なんですけれども、私どものところに相談に来る方たちもニアホームレスがおられますけれども、相談窓口がすぐに見つからず、どういう施策をどの部署で実施しているのかということが全然分からずに、ようやくたどり着いたという方たちがおられます。

ですから、総合相談窓口について、各区役所レベルか「自立支援センター」の中に設置されるのでしょうかけれども、各区役所とか「自立支援センター」とか民生委員とかがホームレスやニアホームレスの支援について、「ここが専門的な窓口である」ということが伝わるように各部署との連携が必要であると思っております。

市民相談などいろいろな相談窓口があるけれども、そこでは情報を持っておらず、支援につながらず、あきらめてしまった人たちが本当に多いと思っておりますので、各部署との連携をよろしくお願いします。

【事務局】

出先機関に窓口を設置するかどうかは検討事項になると思います。ただし、「窓口がここにあります」、「このような内容です」ということは、各区役所とか福祉関係の施設に当然周知しなければならないですし、分かるようにしないと利用できませんので、連携はしっかりやっていきたいと思っております。

今お話しておりますのは、巡回相談や相談窓口というのは「自立支援センター」の中に設置して、巡回相談員もそこから出て行くということをイメージしております。

各区役所につきましては、市民相談室や保護課などに行くときに相談窓口のことを紹介できるような仕組みにしたいと考えております。

【委員】

関連した事項ですが、相談窓口がたくさんあって、専門家を置くのも大変だと思うので、「ここに電話してください」とか電話があれば「今から来てみませんか」とか、コールセンターのような受け皿を設置して、24時間とはいかないまでも、常設の対応者をひとりぐらい置いていただけるとありがたいと思います。

【委員】

4 ページのデータですけれども、「路上生活をするすぐ前に住んでいた地域」において「福岡市内」とか「福岡市外」というデータがあり、これを踏まえまして、広域的な取組みが必要であると思いますが、掘り下げたご説明をいただきたいと思います。

【事務局】

国の基本方針の中では、地方公共団体が実情に合わせて、必要があれば実施計画を立てなければならないとなっているのですが、当然のことながら、福岡県も実施計画を立てております。

ただし、福岡県の場合は、調整業務が中心で、小さな市町村でホームレスが数人しかいないというところは、独自に計画を立てるのが難しいので、「広域的にやりませんか」というアドバイスをしたり、場合によっては、福岡県が中心となるとどこに何らかの施策を実施するという予定にはなっております。

ただし、福岡市に対してどのようなことを実施してくれるのかということにつきましては、今後の話であると考えております。

福岡県が協議会を持っておりますので、定期的に情報交換をすることがありますので、「国の施策にはこういうものがある」とか「こういうものが利用できる」とか、場合によっては、「このような支援は共同でやる」ということはあり得ると思っておりますので、そのような意味での広域的な取組みはあり得ると思います。

人の流れの件につきましては、ホームレス本人の意志もありますし、福岡市の都市型の特徴もあって、「仕事があるのではないか」という期待半分で来られている方もおられますので、各市町村・県との連携は取れると思いますが、なかなか難しいところがあると考えております。

【会長】

その他にご質問やご意見はありませんでしょうか。

【委員】

先ほど「自立支援センターの設立からの取組みからやっていく」とおっしゃったと思いますが、民間団体のホームレス自立支援センターを作るのに壁にぶち当たって脱退したということがありましたので、かなり時間がかかるのではないかと思います。

その際、できることから始めていただけたらと思います。巡回相談などは市の担当者やNPO法人でも結構ですし、すぐにでも始めることができるのではないかと思います。

また、シェルターのお話でも、私どもはシェルターもしておりますので、連絡してもらえれば受け入れもできますし、受け入れ体制とかも少しずつ整えることができるのではないかと思いますので、「自立支援センター」の設立を進めながらも、できることから着手していただいて、その人たちのこれからの自立や健康的な生活につながりますし、福岡市の福祉の安定にもなると思いますから、できることから始めていただきたいと思います。

【事務局】

説明が少し不足しておりました。

先ほど申し上げましたのは、施設の設置する順番としてということで、「自立支援センター」よりも先に「サテライト」ができるのか、という話であると思ったので、「自立支援センター」を先に作って、状況を見て、その他の施設も検討したいと申し上げたわけですが、当然できることからしたいと思っております。

巡回相談は早く実施したいと思っておりますし、NPO法人との共働事業も、今後検討して、拡充できるものは拡充していき、今よりも対応できる体制を整えていきたいと考えております。

【会長】

たくさんのご質問やご意見が出ましたので、事務局は、適宜これらのことを取り上げていただきたいと思います。

他にご質問がないようでしたら、これで本日の専門分科会を閉会したいと思いますので、事務局へお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】

本日は、お忙しいところお集まりいただき、また、長時間にわたりご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

これもちまして、地域保健福祉専門分科会を終了いたします。本当にありがとうございました。